

岐共第86号
令和8年8月18日

共同募金会各支会・分会・共同募金委員会
事務局長 様

岐阜県共同募金会事務局長



「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」の募集へのご協力について

令和8年7月5日からの大雨等により、7月7日に滋賀県甲賀市において土砂崩れが発生し、甲賀市に災害救助法が適用されました。

滋賀県共同募金会では、下記のとおり被災者への義援金募集を実施しておりますので、お知らせするとともに、貴会管内関係者等への周知及び義援金の取扱いについてご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 名 称 「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」
2. 義援金受付期間 令和8年8月10日（月）～令和9年1月29日（金）

3. 義援金の受入先

(1) 義援金受入口座

金融機関名	口座番号	口座名義
滋賀銀行 県庁支店	(普)539167	社会福祉法人滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	00970-2- 239829	滋賀県共募 甲賀市の土砂崩れ災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込及びゆうちょ銀行本・支店・郵便局の窓口からの振込については、振込手数料は無料となります。

※上記以外の金融機関からの振込、ATM及びネットバンキング等からの振込については、振込手数料が必要となります。

4. 支会・分会・共同募金委員会にご協力いただきたいこと

- (1) 貴会管内関係者等への広報・周知
- (2) 貴会受入口座への入金や貴会に直接義援金が寄せられた場合等の対応
 - ①お預かりした義援金は適宜本会へ送金していただきたいこと。
送金は、上記2の受付期間内に行っていただきたいこと。

【送金先口座】

金融機関・支店	十六銀行 県庁支店
種目・口座番号	普通 0297326
口座名義	社会福祉法人岐阜県共同募金会 災害 フクギフケンキョウドウホキンカイ サイガイ

- ②お預かりした義援金について、寄付者に対し原則として貴会名義の領収書を発行していただきたいこと。
- ③義援金受付名簿（別紙１）は、必要事項を記入のうえ、義援金を本会へ送金される都度、メールにて提出していただきたいこと。

5. 義援金の税制上の取扱い

本義援金は、税制上の優遇措置が認められる寄付金に該当します。この優遇措置を受けるためには、次のいずれかの書類が必要となります。

- ① 滋賀県共同募金会が発行する領収書
領収書を希望する場合は、上記の義援金受付名簿（別紙１）の「税控除用領収書希望」欄に○印を記入してください。
- ② 金融機関の振込金受領証及び別紙「令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」募集要綱

6. 義援金の配分

義援金については、「令和８年７月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。